

#### 146. 単一の基本規範からの不当利得法の展開

ヨーロッパ不当利得法原則の分析的な配列は、意識的に、ヨーロッパ損害賠償法原則 (=DCFR VI編) で提示された様式に従っている。両編とも、「基本原則」と、後の章で厳然と特殊化された請求権の構成要件を用い、これを足場とする。契約外責任法と不当利得法の両方において、この問題解決方法は、基本規範は「本編の以下の規定に合致する限りで適用する」との定式に表現されている (DCFR VI編1章103条a号, [本編] 1章101条2項)。両制度によれば、「基本原則」は、契約外〔責任〕法または不当利得法に基づく単一の訴訟原因を表している。請求権の多様な要件のそれぞれは、後続の諸規定で明らかにされ、ゆえに自律的に解釈されてはならない。基本原則は、このように自己完結していない。

#### 147. 不当利得法の統一モデル

少なくとも外見上は、ヨーロッパ不当利得法原則は、不当利得法の統一モデルを選んだ。<sup>553)</sup> スタディ・グループは、明確に、統一モデルの方が存在論的に不利な点より有利な点が多いという見解であった。実際には非債弁済の給付の返還を含む諸事例は、基本原則に「損失 disadvantage」の概念を用いることに散発的な疑念を生じたが、3章102条 (損失) に示された付随的な〔訳注: attendantはattendantの誤記〕定義は、こうした疑念を容易に晴らす。結果的にそれ以外の考慮が決定的に重要であった。第1に、選ばれた「統一的解決」のみが条文を適度に簡潔に留めておいたのである。第2に、不当利得の分野の中で異なる下位の事例類型を基本原則そのものの中で区別することには — 錯誤による処分と無効な契約にしたがって行われた給付の間の区別、給付と他人の権利の侵害の間の区別、さらに結果的には、「供与 giving」と「奪取 taking」の間の区別も、「契約法に近い」不当利得法と「不法行為法に近い」不当利得法との区別も — 説得力ある理由は存在しなかった。第3に、もし不当利得法の中で異なる下位の事例類型の要件が微妙な調整を要するとすれば、スタディ・グループの意見は、このことは比較的实现が容易であり、軋轢が生じた点について、財産移動の法律上の原因の欠如、利得の他人の損失に対する帰因性および責任と抗弁の範囲を扱う各章に詳細な規定を置くことで解決できるだろうというものであった。

#### 148. 利得返還請求権の4つの中心要件

1章101条 (基本原則) は、どの不当利得返還請求権にも4つの要件があると考えている。第1に、被告には利得がなければならない。第2に、この要件の鏡像として、原告にはこれに対応する損失がなければならない。第3に、利得と損失には本質的な繋がりがなければならない。すなわち、被告の利得は、原告の損失に帰因できなければならない。これは次のような理由による。物権的返還請求権の場合には、訴訟原因の当事者は、所有権と占有ないし留置によって初めから決まっている。これとは対照的に、利得返還請求権は、必ず、誰の損失が他人に生じた利得に関連するかを調べることを求める。第4に、利得と損失が関連していても (たとえば、一方当事者 (将来の原告) がその財産を他人 (将来の被告)

---

553) この点につき Kupisch, FS Wiegand, 469-534は、比較法と政策の諸問題を考慮している。

に譲渡した場合。4章101条a号（帰因性の例）、矯正請求権が生じるのは利得が不当な場合のみである。この場合にのみ、得た利得を損失者に対して原状回復する（「その利得を返還する to reverse the enrichment」）義務を利得者に課すことになる。法律上の原因の欠如という要件は、不当利得法の〔本質的〕属性 *proprium* であるが、分析上の最難問を生む請求権の要件でもある。

#### 149. 用語法

1章101条（基本原則）に用いられている諸概念は、後の諸条文で繰り返される。こうした概念それぞれに、別案が検討された。被告が「利得 enrichment」を得たことを要するとするのに代えて、たとえば、被告が「何か something」を得たことを要するというようにその条文を定式化することもできたのであるが、純粋に言語的な観点から、3章101条の  
180 見出しにこの言葉を使うのは不合理であると思われた。「利益 benefit」という概念の使用は考えられる別案であった<sup>554</sup>。しかしながら、それでは、事務管理法との関係での境界線問題が生じてしまいかねず、かつ、いずれにしても、法的結果の目的のためには、それを「利得 enrichment」に置き換えることが必要になったであろう。利得の鏡像として、「損失 disadvantage」については、どの用語法も十分に満足なものではなかったことを認めざるを得ない。「損失」の概念は、最も重要な抗弁として必要であるだけに（6章101条（利得の消滅）を参照）、感心しなかった。「損害 damages」が退けられた理由は、第1に、不法行為と不当利得の間の明確な境界線の決定をほとんど不可能なものとしてしまうこと、第2に、この概念は、「不当利得」と「非債弁済」の間を教義学上区別する体系でならより適切だろうということであった。「……の損失により at the expense of」が避けられた理由は、スタディー・グループの意見では、それを使うと、厳格に区別されるべき利得返還請求権の2つの要件、すなわち損失および損失・利得間の関連性を、1つに収斂させてしまうことになる、というものであった。〔しかし、〕これらの概念は、別々の分析の対象としなければならない。「帰因性 attribution」の概念を、一見わかりやすく見える概念、すなわち、因果関係要件に置き換えることは不可能であった。法律上の原因なく取得され、それに対応する損失をもたらすすべての利得が補償されるわけではないからである<sup>555</sup>。技能を使ったりたんに偶然の出来事によって比較的小さな利得から巨額の利益を得るという場合の多くがその例である。すべてを引き渡す必要があることを当然だとするのは、妥当ではないだろう。最後に、「〔法律上の根拠を欠いて正当化されないという意味での〕不当な unjustified」利得に代えて、「〔正義に反するという道徳的な意味での〕不当な unjust」利得という方がより正確ではなかったかという問題には、重要な意義は認められなかった<sup>556</sup>。unjustという表現は、言語学的に、不当利得法の主題を示すものでない意味をも含んでいる。というのは、この法制度は、利得が（道徳的な意味で）不当であるかどうかには拠らないからである。プロスポーツの選手や最高経営責任者の高収入は「不当 unjust」とされるか

554) DCFR V編1章101条の枠組みでの「他人に利益を与える意思」については、同条のコメントC17を参照。

555) さらに、Hartkamp, WPNR 2001 no. 6440 p. 311-318 and no. 6441 p. 327-334 を参照。

556) Giglio, Ox JLS 23 (2003), 455-482による。

もしれないが、「法律上の根拠を欠いて正当化されない unjustified」とされなければ、不当利得法の範囲には入らない。

#### 150. 各章〔の概要〕

ヨーロッパ不当利得法原則は、第1章の一般原則を足場とする全7章から成り立っている。第2章は利得の法律上の原因の欠如を扱う。第3章は利得と損失の意味を説明する。第4章は他人の損失に対する利得の帰因性に関係し、したがって、不当利得返還請求権の両当事者を特定する。第5章は利得返還請求権から生じる法的矯正〔という効果〕に関し、第6章は利得者が主張できる抗弁の根拠に関する。最終章は、不当利得と、同じように特定の財産的利益の返還やその価額返還請求権を規律するその他の法領域との相互関係を扱う。